

Title	馬場辰猪小伝 (下)
Sub Title	Biography: Tatsui Baba (part II)
Author	西田, 長寿
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.8 (1952. 8) ,p.563(53)- 578(68)
JaLC DOI	10.14991/001.19520801-0053
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520801-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

程に於いて村の有力者がその所有權を獲得したものの、及び官民有區分に際し、林野の租稅負擔を回避するために、入會地が舊來の村の實權者の所有名義となつたもの、これらのものが私有林野形成の源泉をなしたのである。土地官民有區分―地租改正の過程に於いて明治政府が地租收入の増加をねらつて行つた入會地の分解政策が、そのまま私的林野所有を發展させたものと見ることが出来る。しかしこのような私的林野の形成過程は國有林野のそれとは異り、幾多の曲折を経て行われた。明治中期の恐慌就中明治十四年のインフレーションは地主―商人に土地集積の絶好の機會を提供した。この時期に最初のそして大規模の土地兼併が農村に於いて行われたのである。

私有林野はかくインフレと恐慌の反覆の中に漸次兼併され商品化してはいつたが、全體としては依然として地主的な林野經營が多く、生産力は低かつたので、ここに民有林における林業發展促進機關として、明治十二年十二月に山林學共會が設立され、後に擴大されて、同十五年一月大日本山林會となつた。一方部落内の入會關係の崩壊に對處し民有林を保護する目的を以て森林所有者の山林組合・林業組合等の出現も見られ、明治二十一年山口縣、同二十三年宮城縣、兵庫縣、明治二十七年廣島縣、靜岡縣等續々と設立された。これに對して地方廳も民有林に對する取締に乗り出し、明治十八年福島縣大沼郡瀬川健増の「民有林取締規定案」が公表され、これに基き同縣民有林取締準

則及規約が制定されたのはその嚆矢であつた。府縣に於ける林務行政も漸次獨立化し、明治三十一年四月岐阜縣の内務部に林務課が設置されたのはこの最初であるとされる。

私有林の分布は關東・東海・北陸・近畿・中國・四國・九州等廣汎にわたり、所謂「里山」と稱せられるものであるが、その規模は一般に零細であり、蓄積量は國有林のそれに比して著しく少ない。殊に同じ私有林中にあつても小所有者の林相ほど貧弱である。地域別に見ると零細所有の目立つのは關東・東海・中國地方であり、北陸・九州地方には少數乍らや大所有者的なものも存在する。

私有林野に於ける資本主義的經營は日清戰爭前後から漸く徐々に興り始め、住友・諸戸・森村・三井・古河・大倉等の諸家が積極的に森林經營に乗り出し始めた。然しこれ以前にも各地方の素封家による大林業經營は存在したのであつて、いまその主なるものを挙げると、金山林業(山形縣)、那須林業(栃木縣)、青梅林業(東京都)、天龍林業(靜岡縣)、富士川林業(山梨縣)、尾鷲林業(三重縣)、吉野林業(奈良縣)、智頭林業(鳥取縣)、木頭林業(徳島縣)、日田林業(大分縣)、小國林業(熊本縣)等がそれである。

最後に私有林野には屬するが、我國の歴史的特殊性に基き特異な存在としての社寺有林野について一言しなければならぬ。江戸時代各社寺の有した社寺地は、明治三年十二月の土地

により一應明治政府の下に入つたが、同七年十一月社寺領土地跡處分規則、同十二年六月社寺境内竹木伐採表式制定・同十五年八月社寺境内伐木取扱規則によつて保護され、更に同十七年十一月(二十四年四月改正)社寺土地官林委託規則、のちこれが整備されて明治三十二年八月に制定された國有林野法に基き社寺保管林規則となつて一層強化された。然し社寺側としては本來自己の私有たるべきものを政府が不當に取り上げたとなして、終始その下渡を望んで已まなかつた。社寺土地官林委託規則によれば、社寺側は委託官林の監守・保護・栽培等の費用を總て負擔する代りに、落葉柴草その他の副産物を取且つ林地の使用權を得、又その樹木を社寺の建築用材として地方相當の代價にて拂下を受ける特權を與えられるといふのであるが、この規則は社寺側にとつて満足すべき性格のものではなかつた。後に社寺の義務はやや緩和されたが根本的には變更を見ず、國有林野法に於いて土地森林を社寺に保管せしめることが認められたとはいへ、政府は努めて舊規則の精神により、國自ら管理するの方針を更めず、新に保管林の設定を許されたものは極めて少なかつた。その後社寺の經營狀況が一層悪化するに伴い、寺院境内還付に關する請願は屢々行われたけれども、政府は常に反對意見を表明して譲らなかつた。社寺林の面積は全林野面積の五%を占め、代表的なものとしては九州の霧島神宮、高野山金剛峯寺のそれを擧げることが出来る。

馬場辰猪小傳(下)

資料

馬場辰猪小傳(下)

西田長壽

8 政治的活動

明治一四年一〇月三〇日、自由黨は完全に成立した。辰猪は、常議員として名を列ね、しかも自由黨中の重鎮として天下の輿望をになつていたようである。自由黨總理板垣との關係は、自傳に記すところによれば、既に前から必ずしも良好ではなかつたにも拘らず、どうして自由黨へ入つたのか。明治三二年、島田三郎主宰の『毎日新聞』に「當世人物論」を連載した城北隱士は、沼間守一が自由黨の爲めに送つた草間時福を林包明等が冷遇したのを怒つて自由黨に來なかつたので、自由黨として馬場の入黨を懇請したのだと述べている。馬場に指導された大石も、後年、馬場も大石も本來改進黨へ行く可きであつたのに妙な關係で自由黨へ行つて了つたのだと述懐したと傳えられてい

る。かように、馬場の自由黨入りには、主義主張のほか感情的

なものがあつたらしい。それはとにかくとして、馬場としては國友會の指導者として政治運動を展開しており、たま／＼明治一四年上半に起つた開拓使拂下げ問題は、今まで政府派新聞であつた東京日々新聞をも含めて、東京府下の大新聞をして藩閥專制を痛撃せしめることとなり、民間にある民権論者も一致して政府攻撃をすることとなつた。馬場・末廣・大石等もこの運動に加つて行つた。

かういふ状態の中に、板垣は、八月二六日に土佐を立つて九月一六日東京についた。これよりさき、十月の大會のために既に東京にあつた國會期成同盟並びに自由黨の有志は勿論、在京の各党派即ち嚶鳴社、佛學塾(中江兆民)、國友會、三田派、大隈派、東京經濟雜誌社(田口卯吉)、東京日々新聞(福地源二郎)等は擧つて之を歡び迎えること云ふ有様であつた。

かくて九月二三日、上野精養軒に開かれた板垣歡迎會は、政府の心腹を脅かすに足る盛大さで、如何なる力を以てするも、之を壓制するを得ないかのように見えた。板垣は席上、開拓使官有物拂下げ阻止の運動を先にし政黨合同を後にせよとの意見を抑えて、自由民権主義者を糾合せる一大政黨の組織、國會開設こそ最大緊要であると述べて參集者に多大の感銘を與えた。自由黨史の記述に従えば、馬場も板垣のこの説に多大の共鳴を感じ政黨團結に萍勵しようとしたのだといふことである。何れにせよ明治一四年一〇月に入つてから、國會期成同盟を

中心とする自由黨結成運動には彼も積極的に參助した。すなわち一〇月一七日には枕橋の八百松樓に於ける一大懇親會に臨み、翌十八日には最初の自由黨結成準備會を井生村樓に開き、馬場は副議長に當選した。議長には後藤家二郎が選ばれたのである。それから黨の成立が完了するまで、彼は事實上の議長として奔走した。そして一〇月二十九日には總理板垣退助、副總理中島信行、常議員馬場辰猪、末廣重恭、後藤家二郎、竹内綱、幹事林包明、大石正己、山際七司、林正明、内藤魯一の選舉を行つて、こゝにその結成を見たのである。

彼はかようにして自由黨中に重きをなしつゝあつたが、一四年末から一五年の初にかけて熱海に休養に赴き、旅館坂口屋に滞在中に腰痛を起し、一月一八日横濱に歸つて暫らく休養生活に目を送らねばならなかつた。末廣から朝野新聞へ客員として入社するようにすゝめられてこれを承諾したときも、まだ野毛山の十全病院にいた。四月二四日東京大學病院に移り五月三〇日退院した。それ故に、自由黨員としても國友會員としても思ふように活動出来なかつた。

しかし、この期間にも自由黨が立黨の際から計畫した自由新聞發行の準備は着々とすゝめられていた。明治一五年六月一〇日東京で開かれた自由黨の臨時會は各地委員九十名が參集した盛大なものであつた。馬場はその議長に高點で選舉されたが、彼は六月二五日から創刊される自由新聞の準備で忙がしいから

といつてその任を辭している。次點の末廣重恭も病後の故を以て就任せず、結局、片岡健吉にお鉢が廻つたのである。

自由新聞は、明治一五年六月二五日から創刊された。この新聞は、初め資本金拾萬圓(一株の金額五圓)の豫定で發足した。第一號の署名を見ると社長板垣退助、主幹島本伸道、假編輯長大井通明、印刷長西村支道、社員馬場辰猪、田中耕造、客員末廣重恭、田口卯吉、社主大石正己となつてゐる。また自由黨史によつて社内の事務分擔を調べると、社説掛板垣退助、馬場辰猪、中江篤介、田中耕造、田口卯吉、末廣重恭、社説材料掛植木枝盛、調局の外報調佐伯剛平、投書調西河通徹、演説調栗原亮一、雜報掛の内諸官省雜報吉田某、相場並小説櫻田百衛、宮崎富要、廣告並雜報野崎左文、會計係谷重喜、西村支道、島屋となつてゐる。

この自由新聞の發行に當つて、板垣は馬場を主筆にするつもりで、兩者の間に了解がついてゐた。ところが、末廣が自分が主筆になりたいと考へて、板垣には馬場は博識であるけれども、和漢の學には不十分で且日本文にも難點があるから他に適當な人を主筆にした方がよいと云い、馬場に對しては、板垣は末廣を主筆にする意思があるようだが、君はどう考へるかという風に話した。之に對し馬場は、人物さえ當を得れば敢えて誰彼を問わないが、それでも板垣の話としてはおかしい、板垣は強つて自分(馬場)に主筆をと云つていたので答へたと云うので

ある。これは自由黨史の記するところであるが、此點について柳田泉氏が、その末廣鐵腸研究の中で、末廣は當時、東京の大新聞といわれて業績もよい朝野新聞の主筆であり、しかもその新聞は永く自分がもり立てゝきたものである。何を好んで、前途不明の新しい新聞の主筆を望もう、末廣がもし左様な陰險な運動をしたとしたならば、國友會のトリオとして、獨立黨の同志としての特別な親愛關係が續き得なかつたであらうと述べて、自由黨史の叙述を否定されている。私も柳田教授の見解の方が正しいと思う。實際、自由黨史の馬場、末廣に關する記述には首肯し得ない點が多い。

しかし、既に述べた眞邊戒作一件で馬場は板垣に對して全幅的に信頼し得なかつたであらうことは、想像されるところである。そして黨勢擴張方針に就ても、板垣は「專制政府の下に政黨を組織せんと欲するものは勢必中央集權の筆法を用いて各社の勢力を一所に集め、以て恰固形體と爲して政府に對する非れば黨勢微弱なるを免れず」となし、馬場、大石等は「寧ろ米國聯邦の體裁に則り、各社を以て各州に擬し、各隨意に運動せしめて此黨勢を張るに如かず」とした。當時の絕對主義政府に對抗する勢力たらしむる爲めには板垣の主張は首肯されるであらうが、馬場の主張の中に合衆國共和制を謳歌する或るものがある。次のものではないか。

次のものではないか。

この問題は故法學博士尾佐竹猛氏が「政黨史の一節—板垣洋行問題」(季刊「明治文化研究」第二輯、昭和九年五月一日)に於て詳細に説明されているから、こゝではあまり觸れない。

當時の政府は、國會開設の遂に避くべからざるを知つて、明治十四年一〇月二日、明治二十三年を以て國會を開設する旨の詔勅を下し、憲法制度調査のため伊藤博文を歐米に派遣した。伊藤は明治十五年三月三日出發したのであるが、その前のある日、板垣は伊藤を訪ねて歐米見學の希望を洩した。そこで、伊藤は、板垣が歐羅巴の視察によつて從來の自由民權思想から轉向でもすれば政府にとつても好都合であるとの希望も手傳つて、ひそかに板垣の洋行費などについて劃策し、その歐洲へ出發するに際しては、この問題を井上馨に托した。そこで井上は、福岡孝弟や後藤家二郎といふ一〇人中飛躍をして、彼等の費用を三井から出させて板垣、後藤兩名と随行者として栗原亮一、今村和郎を洋行させることにした。結局、後藤は伊藤や井上の意も金の出處も萬事承知の上で板垣をつれ出したのであるが、板垣はそんなこと一切を知らないで洋行したのである。だから、政府筋では明治十五年の三、四月頃から、極めて秘密にこの問題を劃策していたが、自由党内で問題となつたのは、同年の七月、後藤から具體的な話が出て板垣が承知してからである。

そこで、馬場、大石、末廣、それに田口卯吉あたりが、猛烈に反對した。その理由は、第一に、自由黨はやつと成立したば

かりで、これから益々黨勢擴張に努力せねばならぬときに總理が洋行するのはその時機でない。もし、たつて黨として憲法制度取調に人を外國に派遣するの必要があるのなら、他にその人がないとはいわれぬ。第二には、費用の出所が不明確である、ということにあつた。

板垣は、この反對に對して、政府の伊藤が憲法取調に洋行した以上、民權派の頭首として自分も一度外國を廻つて實際を知つておきたい、それには一應自由黨も體容を整え役員もそれぞれ人を得て、黨務の遂行に支障のない今が絶好の機である。費用についてとかくの噂があるのなら、外から都合すればよいと考えて、遂に洋行を決心したのである。

第一の問題については、馬場は板垣が洋行しても憲法をとり調べることは出来まい、もしその必要があれば自分が行つてもよいと云つたこともあるし、板垣も馬場を伴れて行こうとしたが後藤が今村和郎をつれて行くことに決定してつて何うにもならなかつた。第二の反對に於て馬場は板垣に對して「板垣、君は實に馬鹿と云はざるを得ず、何となれば井上や福岡等の奸策に乗り、僅かの金を貰つて洋行する杯とは實に自由黨總理の位置に居て耻しくはなきや」とまで極言し、またあるときは大石と共に板垣に鐵腕を加えようと言はせられた。尾佐竹博士の解明によつて、板垣は知らなかつたにせよ、洋行費調達の際については、不幸にも馬場等の推察は當つて

いたと云わねばならぬ。

以上のような馬場等頑強な反對に對し、板垣は、自己の所信を語るとともに、馬場をなだめる手段として、自由新聞における馬場の月給を七十圓から百圓に増やしたこともあつたが、馬場は、前述の馬場を板垣に加えた日に、更に激して「自分(板垣を指す：筆者)は、少しも學なく智なきに拘らず、人を輕蔑して月給を増し慰めんとせり、失敬も亦極まれり。馬場辰猪は左様なる腐敗の人間にあらず」と極言した。馬場に對して見れば、従前より板垣に心服していた譯ではない、唯だ小異を捨て、大同に就くという大乘的精神から板垣の下に自由黨員となつたのである。しかも、事、こゝに至つては眞邊戒作以來、板垣に對する不満が一時に爆發したのである。板垣は板垣で憤懣禁じ得ざるものがあつたが、なお、黨のために、中江篤介を介して馬場、大石の意中をたゞし、説服させ、なお聞かざるときは自由新聞社を退社させることにし、その時既に大阪の日本立憲政黨新聞の古澤滋に招電を發していた。兆民は、板垣から、馬場、大石の説得方を相談されたとき、問題が「斯く混雜したる上は、一朝には解けまじ」とてすぐには、その役を承知しなかつたようである。彼が果して馬場に説得を試みたか否かも今までのところ不明である。

兎に角、九月二十八日に至つて、社長板垣退助の名を以て「本自由新聞社に於て發起委員多數の決議を以て、貴下當社の員

たることを解除候に付此段御通知申入候也」との社員解除の一書が送られた。自由新聞は、彼に月給として七〇圓を拂ふ外、

初めはその原稿に對して一日六圓を支拂つていたが、後には經營難もあつて一日三圓以下となつていた程で必ずしも好調ではなかつた。馬場の署名は、明治十五年一〇月一〇日限りとなつてゐる。續いて末廣、大石、西村、田口等が同社を去り、中江兆民も、また九州方面旅行の理由を以て、實質的には退社して了つた。これらの人々を失つた自由新聞は、豫定のように古澤滋を大阪より呼んで主筆とし丙鶴曾田愛三郎等を補充した。この紛争は、改進黨や政府筋の乗ずるところとなり、殊に改進黨は自由黨の分裂を策するため、板垣洋行問題を執拗に攻撃した。これから、自由、改進黨の泥仕合が始まるのである。

辰猪が、自由新聞に載せた社説「本論」は堂々十七篇十八回に亘り、當時注目の論文であつたが、右の如き社内紛争のため、完結に到つていない。

この論文は、自由の意義、本質を明かにしようと試みたものである。彼は人類が天地間にあつて自己を發展させ得るのは、吾人に心神の自由があるからである、心神の自由は、外界の認識と之に順應するところの自由である、かれは認識の作用を軽く外界の事物と心理作用に歸しつゝ、而して心神の作用を感受の作用、願欲の作用、意念の作用とし、このうち、最後の意念の作用を最も重要視し、之を念併力、差別力、記憶力に分

ち説明したるのち意念の作用は事象の認識判断を決するものとした、而して心神の自由のために、思想言論行為の自由がなくてはならぬ、三個の自由ありて初めて吾人の心神が自由であるのである、と説明している。

彼のこの部分の叙述は極めて簡單であるが、認識論上、心理主義に立ち而も二元論的であつた。言論、思想、行為の自由と云う考へは、恐らくミルに負うのであらう。

それ以下に於て、この自由の顯現の場を社會に求め、社會有機體説を是認しつつ、社會進化論を説いた。多くスベンサーの影響下にあつたと考へる。彼はイギリス留學中、スベンサーの社會學を讀んでいたのであり、『國友叢談』には、スベンサーの第一原理を平易に説明しようとして試みている程で、スベンサーの影響は可成りに強いようである。而して、最後に個人の自由な發展を阻害し、社會の進歩を妨ぐるものは習慣であるとして、家父長制度、奴隸制、農奴制の暴虐を論じ、露國の農奴解放、愛蘭土借地問題を紹介すると共に、我邦に於ても將來必らず小作問題の生ずべきを警告し、また歐米先進資本主義國における資本家の搾取を認め、労働組合(馬場の所謂商業結社)の發展を紹介し、インターナショナルに就ては當時微にして力なしと雖も將來發展の可能性なしと述べている。

この論文は、未完成であるが、恐らく、彼は、最後に於て再び自由を詳論して、首尾一貫する積りであつたのであらう。何

れにしても彼の學問の基礎とスケールを語るものとして、その『天賦人權論』と共に重要なものである。

馬場等は自由新聞社を去つたが、自由黨を去つたのではなかつた。彼は、主として淺草の井生村樓(大震災前明治病院のあつた所、現在の須賀町)を根據として盛んに演説し討論し或は『國友雜誌』に『朝野新聞』に論説を掲載して、民權思想の普及に努めた。

明治一五年一月一日の國友會演說會で「加藤弘之君の人權新説を讀む」と題し長口舌を振つた。この筆記が朝野の「讀加藤弘之君人權新説」であり、更にパンフレット『天賦人權論』(明治一六年一月出版)として世に博く讀まれたものである。

加藤の「人權新説」は周知の如く、彼が『眞政大意』、『立憲政體略』、『國體新論』を絶版とし、これ等の書に示した彼の天賦人權論的立場を誤りなりとして、進化論の立場から、優勝劣敗の必然をと見え、優者は權利を得て存続し、劣者は權利を失つて敗北して行くもので天賦の平等などあり得ないと主張したのである。

これに對しては、自由民權主義者の側から盛んな反駁が加えられた。當時、諸新聞雜誌に現われた駁論は、輯められてパンフレットとして行われた。この種のものとして、石川正美編輯『人權新説駁論集』、梶木甚三郎編輯『人權新説駁論集』、中村尚樹編輯『加藤弘之氏著人權新説駁論集』が知られ、別に單

行本として矢野文雄著『人權新説駁論』、植木枝盛著『天賦人權辨』及び辰猪の前掲書が有名である。この外では外山正一博士

の「人權新説著者に質し併せて新聞記者の無學を質す」及び「再び人權新説著者に質し併せてスベンセル氏の爲に冤を解く」が著名である。明治文化全集「自由民權篇」では、前記中村の編輯から、矢野の『人權新説駁論』(『郵便報知新聞』(社説)明治一五年一月三日以下の修正論文)、『東京橫濱毎日新聞』(社説「人權新説を評す」(明治一五年一月一〇日以下))と、外山博士の二論文を集めて『人權新説駁論集』とし、別に馬場、植木士の二書を収録され、何れも川原次吉郎教授の解題が附されている。また、人權論争に就ては、田畑忍教授が加藤弘之著『強者の權利の競争』(日本評論社明治文化叢書)に於て、その要領を解説されているので、本稿では、これ以上立ち入ることを省略するが、馬場は加藤の論旨を逐條的に一々、その論據の不徹底なるを指摘しつつ反駁し進化論と天賦人權論とは相矛盾せざるを論破せるもので、當時の人權新説駁論中の白眉である。

明治一六年四月七日の國友會の演說で、彼は演說中止を命ぜられ、四月一二日には時の警視總監から東京府下に於ける政談演說禁止の命を受けた。これは約半年で解除された。

明治一六年六月二日板垣が歸朝した。彼は自由新聞の改良にも自由黨の興復にも何等の手を下さずして飄然として土佐に歸つて了つた。既に實質的に脱黨者扱を受けていた馬場、末廣、

大石は、九月八日正式に自由黨を脱した。

末廣は三人のために、九月二三日に催された國友會の演說會で「獨立政黨の必要なるを得ず」という演說を行い三人の出所進退を明白にし、その意のあるところを述べた。このときは、馬場、大石ともに、まだ政談演說を禁止されていた。末廣の演說内容は、明治一六年九月二六日以降の『朝野新聞』論説欄に連載された。それは自由黨成立の由來、國友會殊に彼等三人の希望と立場を説いて餘すところのないものであつた。

末廣は云う、今や自由黨も改進黨も主義のために論争せず、黨のため人のため唯これ相排撃するようになった。まさに二黨は公黨たるの性質を失いつゝある、こゝにおいて、公明正大、是を是とし非を非とする政黨があつてもよい。いやなければならぬ。こゝから吾等のいゆる獨立政黨を起したと。さらに云う、憲政の模範といわれる英國においてさえ、自由、保守兩黨の行動には、まゝ弊害がある、フォーセットが「インデペンデント・メンバー」の一派を指導して、かの二大政黨の間に立ち、キャスティング・ボウトを握る役目を果しているのは理由なしとしない。馬場、末廣等の獨立政黨も、まさにかゝる位置を占めねばならぬと。

彼は獨立政黨の期するところとして次の如く述べた。「我々は朝野新聞と國友會とを以て我々の議論を天下に公示するの機關と爲し普く天下の學識あり經驗ある人々に下だつて其の賛成

を求め廣く同志を結合し獨立員を以て國會の議論を左右するの準備を爲し而して我々は専ら無形上の結合を目的とするに因り契約書を作らず黨員簿を製せず總理常議員幹事等の如き役員を設けず苟も政事の思想を有し一黨の議論に偏せずして公平の意見を懷ぶ者は皆我が同志なり皆我が政友なり我々は諸政黨に對し其の主義舉動に就き意見を抱くことあれば正々堂々の陣を張つて辨難攻撃を爲し以て正理公道に歸着することを求め他人の徳義上に立ち入り讒謗罵詈を肆まゝにして自ら政事家の資格を失ふが如きは我々の斷じて自ら爲さざる所なり。

この主張は、馬場、大石も容認したところと思う。一〇月に入り馬場に對する演説の禁はとかれた。それからの彼等の活動は相當に目醒ましかつた。國友會は單に東京だけでなく、横濱でも、概ね月二回の演説會を行つた。一〇月二八日、横濱における國友會初めての演説會では、辰猪は「横濱人民は政事上に向つて如何なる主義を執るべきか」と云う題で、横濱の商人が繁榮しないのは彼等が政治思想に乏しく私利のみ汲々たるためである、これが繁榮を圖するには大に獨立の精神を養ひ、交易は正實を旨とし、道理のあるところは飽くまで屈せず、商業上不都合の點は事實を擧げて政府にその改革を請願すべきであり、法律の許す限りにおいては十分に活動すべきであると、營業上の自主獨立を強調して多大の感銘を與えてゐる。辰猪はこの頃明治主義塾において後進の青年に從ひ、一方では

大石正己、高橋勝等と詞訟鑑定所を開いて代言の業にも従つていて、相當多忙であつたらしいが、東京、横濱での國友會の演説には概ね出席して、その雄辯を振つた。

明治一六年一月中旬、名古屋で行われた愛知交親社主唱の全國民權家懇親會は、事實、獨立政黨のために行われた大演説會でこれには末廣、馬場、大石が招かれていたが、末廣は病のため行くことが出来ず、馬場、大石と山本忠禮とが行つた。

この會合では、馬場は「習慣の弊害を論ず」「政治家が政黨境外に對して有する責任如何」と云う題で演説を行つてゐる。この演説内容は、當時の愛岐日報に掲載されたと傳へられてゐるが、筆者は未だこれに接してゐない。「政治家が政黨境外に對して有する責任如何」の梗概は「朝野新聞」に傳へられてゐるが、それによると、政黨政治家は、第一に自黨を取纏むる能力を持たねばならぬ、第二に他黨に對しても公正である可きで徒らに讒謔罵詈を以てするが如きことは不可である。第三は第三者からも是認せらるべき言語行動をとらねばならぬと云う三點にあつた。惟うに、第一は板垣に對する批判と見ることが出来るし、第二、第三は獨立政黨の主張で、結局は、末廣の見解と一致することになる。たゞ、政黨員は智力を要すると共に腕力が必要とし、議論には智力を腕力には腕力を以て對すべきであると述べてゐる點は、當時の政治家を取り巻いていたあらゆる空氣を物語るものであると同時に、彼の依然として衰えない

氣魄を想見することが出来る。

明治一四年一〇月、松方正義が大藏卿になると同時に採用せられた健全財政主義即ちこの場合においては通貨收縮を目的とする諸般の財政策は徐々に効果を表わして來た。明治一六年には明治二二、三年の好景氣はどこえやら、不況の姿が、漸やく色濃く浮き上つて來た。そして、明治一七年には、その極度に達した。これには明治一六、七年と續く不作も手傳つてその深刻さをました。しかし明治政府による資本の蓄積は次第に進行してゐた。そしてその裏には日本の産業革命に必要な勞働者の豫備軍が作り出されつゝあつたのである。我々は明治一五年の福島事件、一六年の高田事件、一七年の秩父暴動及加波山事件などの事件をもつと共に、所謂借金黨、小作人黨の名の下に小なる騷擾事件を多數にもつのであるが、それは、前述の如き、社會不安の理解の下においてのみ理解されるものである。

この情勢は當然に政黨に影響した。政治的覺醒のない大衆を率いてともかくも大衆を解放することを目的とした政治家は相當の失費を要する。改進黨であれ、自由黨であれ、その黨の指導者達のあるものは自家の財を消費し、或ものは債鬼に苦めらるゝ有様であつた。そこに、自由黨の古澤が三菱攻撃を行つて改進黨を攻め、改進黨は古澤等と共同運輸會社の關係を暴露するなどのどう仕合をし出す原因もあつたわけである。馬場の如きも明治一五年の末「家族は不平を言ふ、金はソンをする、

借金は増す」と述懐しており、また「一人の身には過ぎたる借金を肩にかけつゝ越ゆる年かな」とも詠つてゐる。

政府からの資金引出を支柱とし、何等社會的基礎を有しなかつた帝政黨は明治一六年九月九日解散した。自由黨は、その左派に屬する連中が幾多の事件に携わつていたりして、保守的な國民からの支持を得ず、明治一七年一〇月二九日に至つて解散、改進黨も明治一七年一二月大隈、河野等の脱黨などあつて實質的にはその勢力を半減して了つた。明治一七年はわが政黨にとつても災厄の年であつた。本來、國民大衆が右の如き社會的、經濟的不安の底にあるときにこそ、政黨は活潑に活動すべきである。しかしながら、當時の政黨は、合法的に政令を拒否し、施策を排すべき力をもつていながつた。内閣の更迭は直接彼等の力の及ぶところではなかつた。このことは、なお數年を要した。政治家も倦み、國民もつかれてゐた。政黨の解散は不可避であつたのである。

具體的な黨を成さなかつた獨立政黨も、四圍のかゝる狀勢と、末廣の病氣のため明治一八年に入るとあまり自立つた活動をしてゐないのである。

政治家としての馬場の、日本における活動も大體、この邊でおわる。明治一八年末、爆裂彈事件で、端なくも拘引せられ、取調半歳の後、晴天白日の身となつたが、幾許もなく渡米してアメリカに於て日本紹介のため活動することとなるのである。

- (1) 「當世人物論 大石正己」(十四) 『毎日新聞』明治三二年一月一日
- (2) 板垣退助監修『自由黨史』上巻五〇〇—五〇一頁。六八二—六八六頁等參照(明治四三年三月出版)
- (3) 前掲『自由黨史』上巻六七八—六七九頁參照
- (4) 同書。六八七—六八八頁參照
- (5) 柳田泉著前掲書。四二—四三頁參照
- (6)(7) 安永梧郎著前掲書。一三二頁
- (8) 前掲『明治文化研究』第二輯。三四頁及平塚篤編『續伊藤公祕録』
- (9)(10) 前掲書第二輯、三四頁
- (11) 前掲『自由黨史』上巻。六九七—六九八頁
- (12) 『朝野新聞』明治六年九月二十九日論說參照
- (13) 同新聞、明治一七年一月二四日「獨立政黨大演說の景況」參照
- (14)(15) 安永梧郎著前掲書、一四六—一四七頁

9 渡米—米國に於ける活動

明治一八年一月二日辰猪は、當時の住居、京橋區日吉町一番地竹内長四郎方から警視第二局へ拘引せられた。大石正己はその後へ馬場を訪ねて来てその儘拘引せられた。これは彼等が爆發物取締規則に違反したという疑によるものであつた。そ

れから二日遅れて、大阪では大井憲太郎外九名長崎では稻垣示外十五名が拘引された。當時の新聞は、事件の内容を國事犯と報道しているのみで詳細の報道は許されなかつた。
大井、稻垣等の拘引はいわゆる自由黨大阪事件で、要するに爆發彈を携えて朝鮮に亘り日韓の問題を解決して同國の獨立を確保すると共に、日本國內政治改革の導火線しようとする計畫、事破れて捕われたものである。當時は大阪事件と馬場等の事件とが關係があるのかないのかも分らなかつた。しかし當局としては一應關係ありとして手配したのである。
自由黨大阪事件については『自由黨史』にも平野義太郎氏の『馬城大井憲太郎傳』にも詳述されているから、こゝには觸れない。今日では、この事件と馬場等の事件とは關係がないということになつてゐる。

馬場等の事件の梗概は後述の裁判言渡書で略ぼ判るが、馬場孤蝶氏は、逮捕されるまでの事情を次の通り書いてゐる。

「此時代にあつては、政府の高壓次第に加はつて、民論萎痺して振はず、辰猪の身邊漸く狭きを覺えられたので、十八年の一月(十一月の誤?…西田)には大石正己氏と共に亞米利加へ渡航することに決した。

同月の十六日には、辰猪は大石氏と共に洋行の支度に必要な買物をしに横濱へ行つた序に爆發物を賣る山手のモリソン商會に立寄つて、爆發物の買入手續等を問ひ合せた。未だ英語のそ

うできなかつた大石氏は黙まつていて、辰猪のみが館主と話をしていた。思うに、これはほんの所謂冷やかしてあつたであらう。

ところで、かねて密かに二人に尾行していた刑事はこれを見て、警視廳へ報告したらしいのであるが、警視廳では直ちに捜査に着手して、十一月二十一日に辰猪と大石氏とを拘引した。

竹内の家人の話では、辰猪が拘引される前夜からは、家の近邊に舉動怪しむべき男が徘徊して居た。家人がそれを辰猪に告げると辰猪は蠟燭をともしその火で手紙その他の書類を焼き棄てたといふのである。

即ち辰猪等は、この事件前にすでに亞米利加行きを決定して準備しつゝあつたようである。寧ろ事件のために一頓挫した如くに思われる。

その頃の孤蝶氏や兩親の生活は「吾々の方は、その時分には、母が入つて居た無盡で取れた金で本郷の本妙寺のところへ一間きりの家を立てゝ住まつて居たのであつたが、辰猪が拘引された後、十二月頃になると、辰猪から頼まれたからと云ふので、草郷と豊川良平との指圖で何處かの破れ家を持つて来て、三間に臺所の附いた家を立てゝ呉れた。」と云われているほどで、まだ決して裕福ではなかつたらしい。辰猪等の父が上京したのは、辰猪が歸朝した明治一一年五月二十七日であつたが、以來あまり家の事をかまつていなかつたようである。それは決して冷淡といふ

のではないが、岩崎からの縁談をさえ政治が生命であると斷つたと傳えられる一徹な氣持からであつたらしい。辰猪の兩親は、辰猪の拘引を大層心配し、殊に母は、春木町三丁目あたり(3)の或る家に勸請してあるお岩稻荷へ毎晩日参したり、日頃信仰する傳通院の尾島という僧が南方に移住すれば、直ぐ無事に出て來ることが出來ると話したからと云つては、夫と二人きりで、家の庭の南隅に三疊位の掘立小屋を造つて、孤蝶氏と三人でそこで四十五日間も暮したとのことである。「子は、古來の制度を破壊する人間だとして禁獄されて居るのに、父母は最も舊弊な禁獄をしてその子の出獄を祈つて居るのである。其所に、世の矛盾がある。其所に人生の皮肉がある。僕は此事を憶ひだす度に微笑を禁じ得ない」とも述懐してゐる。

明治一九年一月一日から豫審が始まり、五月一日から第一回公判となり、六月二日證據不十分で無罪の言渡を受けた。公判に於ける檢事は川淵龍起、判事は葛葉正道であつた。公判廷へは、モリソンも出廷して被告等に有利な證言をなし、辯護をひき受けていた増島六二郎、高橋一勝、澁谷健爾、元田肇、岡山兼吉、佐伯剛平も巧妙な辯論を行い、馬場の答辯も愈所を巧に避け得られたようであつた。判決文は、その梗概をよく盡しているから左に採録する。

裁判言渡書

東京府京橋區日吉町一番地竹内長四郎方同居

士族訴訟鑑定及著述業

馬場辰猪

三十五年八月

東京府神田區駿河臺南甲賀町三十九番地

士族無職業

大石正己

三十一年二月

右被告兩名に對する公訴は被告等は明治十八年十一月十六日午後二時頃神奈川縣横濱區外國人居留地四十八番館英國商人ジェームス・ビー・モリソン方に到りダイナマイトを注文し而して其目的の治安を妨げ又は人の身體財産を害せんとするにあらざることを證明する能はざるものにして即明治十七年第三十二號布告爆發物取締規則第六條の罪を犯したりと云ふに在り茲に證據書類を朗讀せしめ自ら出廷したる英國商人モリソンの陳述被告等の申立檢察官及被告辯護人等の辯論等を聴き之を審案するに被告等は爆發物を買入るる意を以て明治十八年十一月十六日神奈川縣横濱區外國人居留地四十八番館ジェームス・ビー・モリソン方に到り同人に面會し先づ「ブラスチング、ヂェラチン」及「ダイナマイト」の効用使用方法及代價を問ひ其見本の一覽を求め而して買入を要するは「ダイナマイト」五十磅入一箱位にして其目的は鑛山用に供するに在る旨を告げ次に買入

の談判を爲さんとするに際し其氏名を問ふを以て被告馬場辰猪は東京府神田區錦町三番地、松井被告大石正己は東京麹區上二番町三十五番地、ケイ高田と詐稱し猶引續て爆發物賣買の手續を問ふにモリソンは爆發物の出庫引渡を求むる爲め神奈川縣廳へ差出す可き願書式紙を示し且其賣買に付ては總て日本政府の規則に従ふ旨相答ふるを以て被告等はモリソンに對し日本政府規則を遵守せざるを得ざるや否やを相尋るにモリソンは仍ほ前言の如く相答到底賣渡方を掛合らも其甲斐なかるべきを察し其儘モリソン方を立去りたるものと認定す右は被告等が警視廳第二局當裁判所豫審延及當公延に於ての申立並にモリソンが神奈川縣廳に差出したる陳述書及當公延に於ての陳述等に照し其證據充分なりと雖も爆發物取締規則第六條は注文を爲したるものを罰するに止まり其豫備の行爲を罰するの明文なし而して本件被告等は爆發物の注文即ち其賣渡方の掛合を爲したりと認むべき有形上の證據充分ならず因て治罪法第三百五十八條に照し各無罪とし放免するものなり

但馬場辰猪の自宅に於て押收せる書簡二通は辰猪へ、大石正己の自宅に押收せる書籍目錄、日本協會創立主意書、同略表、國女會員名簿及書簡四通は正己へ、横文の名列一葉はモリソンへ各之を還附す

右檢事川淵龍起立會宣告す

明治十九年六月二日東京輕罪裁判所に於て

判事 葛葉正道

書記 山本昌則

判決は二日の午前、出獄は同日午後二時、直に柳橋柳光亭の同志の出獄祝賀會に臨んだ。

辰猪は、福澤先生の塾に入つて以來、學事に刻苦精勵、すでに英國留學中にも健康を害していた程で、強壯とは云えなかつた。それが嚴冬を通じ半年の入獄であつたので六十日も病檻にいた、そういう風で出獄當時の勞も相當甚かつたろうに、無罪放免に就ての禮廻りにも少年の孤蝶氏に手傳せるほどで家人とも落着いて話すという暇もなく、六月一二日ゲイリツク號で大石と共に渡米の途に上つて了つた。六月一二日の日記には「五時起床、數種の買物をなす。十時(九時?)半ゲイリツク號に至る、友人等は予が此船に渡るゝに至るべきかと心配したる由なり。汽船は正十時に出帆す」とある。「斯ういふ風で、辰猪は大石氏と共に米國へ向つて了まつたのである。大石氏の方は兎に角、辰猪の方はもう少し日本で保養して行つた方がよかつたことは誰にも分つて居たのであらうと思はれるのに、何うして斯う忙だしく、海外へ去つて了つたのであらう。辰猪は諸方面に友人を持つて居た。さすれば意外な邊に同情者があつたかも知れぬ。或は辰猪は出獄してもまだ安心のならぬ事情があつて、それが知り得られたので、急いで日本を離れたのかも知

馬場辰猪小傳(下)

六五 (五七五)

れぬと思はれる。何にしても辰猪にして日本に留つて居て、辭に養生したのであつたら、もう少しは命を延ばし得たかと思はれる。」と述懐している。

辰猪等は、明治十九年六月二七日午後二時桑港に上陸したりしい。七、八月の交、英文で日本武器の考證を書き始めたらしいが、八月の末頃には健康の衰を訴えているという。一月五日、オーケランドで、日本武器に關し、また日本の政況に關して講演を行つたが、これは失敗であつたので、東部へ行くことに決心して、一月二二日に紐育に着いた。「この年の末における辰猪の仕事は、新聞に日本政況の現實暴露をなさんとする運動を開始したのとその著『日本文典』を修補して、倫敦のツルブチア商會へ送つたことだけである」

明治二〇年(一八八七年)の二月になると彼は自分の講演に就て「ウォールド」「ツリビュウ」二紙に廣告、二四日には、アメリカン・インスティテュートにて講演、聽衆二五〇名で大成功を收め、二八日ファイラデルフィアに去つた。

ところが、三月八日、ヘンリ・ウオド・バイチャアの死の報に接して、一〇日には紐育に歸り、バイチャア夫人に弔状を送り、一一日には、教會に赴いてその遺骸に告別して、翌日ファイラデルフィアに歸つた。三月一七日に、彼は、露西亞文學に精通し、トルストイ全集の翻譯者であるナタン・ハスケル・ドオルに會つて居るが、この以後辰猪は一、二回自己の英文を下オ

ルに送つて見て貰つてゐる。米國の詩人ホイットマンも馬場の英語は達者であると賞めてゐるそうであるが、その裏には右のような苦心が拂われているのである。

この年のうちに、彼はフィラデルフィヤ、ワシントン、アトランティックシティ等で演説を行つて、成功を収めてゐる。また、六月二十九日には、ホワイト・ハウスに時の大統領クリブランドにも會つてゐる。二月には、有名なヘンリー・ジョウジにも面會してゐる。

彼が米國で草した日本監獄の改良に關する論文は「イヴニング・スター」、「イヴニング・テレグラム」に、日本の民間運動に關する論文は「ポストン・デイリー・アドバタイザ」に掲載された。

孤蝶氏によると「日本の政況」という英文パンフレットがあり、その表紙及び扉にはローマ字で「頼むところは天下の輿論、目ざす敵は暴虐政府」と入れてあるが、この草稿もこの年には出来ていたらしい。

明治二十一年(一八八八年)は、辰猪にとつては不幸な年となつた。彼は前年から次第に身體の衰弱をまして、講演の際の資料に携行した鎧を賣つて療養の資にあてようとしたらしい程で、一寸歸國の心も動いたらしいが、多年の政友末廣重恭はこの年五月一五日附にて、辰猪の言論は日本政府の甚だ悪む所であるから、歸國は危険である、寧ろなお一兩年滯米する方が

安全であると申送つてゐる。末廣はこのとき、歐米漫遊の途中であつた。

辰猪は、この年五月に「悔悟」と題する物語を起稿し、七月これを「スクリブナー・マガジン」へ送つてゐる。一〇月には前年から計劃した「日本の政況」が出来た。が、馬場の生命も終りに近づいてゐた。

辰猪が、米國に於て發表した主要論文は、日本の監獄の制度に關するものと日本の政治に關するものである。「イヴニング・スター」に掲げられたる「日本監獄論」と、英文パンフレット「日本の政況」は安永梧郎著「馬場辰猪」に詳細に紹介されてゐる。慶應義塾法學部教授手塚豊氏の談によれば「馬場辰猪」に載せられた日本監獄論は、ほゞ、その全文が譯されてゐるという。日記のうちにも「予の諸稿を皆自傳中に取り纏む」(一八八七年一月一七日)とあるので、英文自傳中には、彼が米國に於てなした講演や寄書論文の内容は傳えられてゐるらしいが、本稿を了るまでは筆者はそれに接し得なかつた。

いま、その詳細をこゝに述べる餘裕はないが、「日本監獄論」は、彼が入獄時に體驗せる種々なる不都合、例へば不充分的なる理由に基く逮捕、豫審の遷延、獄舎の不潔、囚人取扱の冷酷、政治上の犯罪と破廉罪との無差別等を暴露し、封建的な監獄制度を非難したものであり、「日本の政況」は、維新以來政治的變化を略叙し、政府が、言論、集會、結社の自由を抑壓して

自家權力の維持に汲々たりと論じかゝる専制政府は顛覆せしめざるべからず、自由を尊ぶ米國政府の如きは、日本現政府に同情する要はないのであると述べ、立憲政治の確立、出版物の檢閲並新聞條例及集會條例の廢止、日歐條約の改正の必要を訴へたのである。

彼が米國に於て、かゝる内幕暴露をやつたことは、勿論、日本政府の忌避に觸れていたので、前記の末廣の滯米勸告ともなつたのであるが、彼のその目的は言論自由の國に於て「本國に對しては自由に言論論評し、内に對しては内政の革新を促し、外に對しては國光の宣揚を期」する外他意なかつたのである。

私がこの論文の梗概を見て感ずることは、英國留學中、彼が訴えたところは、政治型態ともあれ、まづ日本の獨立即ち國際間における平等的關係の獲得であつた。今や彼が米國で論じ且つ要求したことは、一步を進めて民主國家としての日本の確立であるということである。彼の思想は九年間に亘る運動を通じてより尖鋭になりつゝあつたのである。

- (1) 前掲「日記を通じて見た馬場辰猪」
- (2) 同
- (3) 前掲「當世人物論」
- (4) 前掲「日記を通じて見た馬場辰猪」
- (5) 『東京日々新聞』明治十九年六月三日
- (6) (9) 前掲「日記を通じて見た馬場辰猪」

馬場辰猪小傳(下)

- (10) 安永梧郎著前掲書二〇八頁
- (11) 同書、二二六頁

10 死去

辰猪の健康は、明治二十一年春頃から著しく衰えて、演説の音聲などもかすれて苦しさを覺えた。渡米後親交のあつたドクトル・ブライアン氏は肺結核の症狀現然たるを語つて、デラウェア州ウォータータップ山へ轉地すべく勧めたが、辰猪は、ニュージャーシー州のアトランティック・シティを撰んで六月から八月まで其處に移り、のちフィラデルフィヤに歸つた。さらに一、二ヶ所轉地して病を養つたが、病勢は昂進の一途を辿り、九月中旬、フィラデルフィヤ大學病院に入り一〇月三十一日病全く革まり、十一月一日、親友ブライアン氏、病院長ウィド氏、林民雄、岩崎久彌氏等に看護られ、つ、三九年の生涯を異境の空に終えた。

超えて、同年十二月二日、芝増上寺に於て遺髪葬送式が、盛大に行われた。會するもの福澤諭吉、小幡篤次郎、小泉信吉等慶應義塾出身者數十名を初め同郷の名士谷干城、佐々木高行を初め各界知名の士數百名と報せられた。

11 結語

辰猪は、不幸にして志半ばに長逝したのであるが、その操守に

於て當時稀に見る政治家であつた。我が國人の習として清濁併せ呑むを以て大政治家たる資質の一とし、必ずしも操守の堅否を問わない風がある。かゝる點から云えば辰猪はあるいは大政治家たるの資格に缺けたかも知れぬ。しかし、中江兆民もその『兆民文集』の「馬場辰猪君」なる追悼の中文で述べているように、日常の私行に於ても謹嚴で「一滴の酒も飲まなかつた」といわれている。また彼は終生嫁とらなかつたが醜行が傳えられていない。これは當時の政治家としては極めて珍らしいことである。しかも彼の學識を以てして官の求めに應ぜず、生涯を一民間人として國民解放運動に捧げたのである。これらは比類なき意思と理智がなければ出来ないことである。されば彼の恩師福澤先生が、「特に君に重きを置いて忘るゝ能はざる所のものは其氣風品格の高尙なるに在り、學者萬卷の書を読み百物の理を講ずるも平生一片の氣品なき者は遂に賤丈夫たるを免れず、君の如きは西洋文明學の知識に兼て其精神の眞面目を得たる者と云ふ可し」と絶讃し、その早世を惜んで居るが、福澤先生は、彼において自分の理想の弟子の一人を見られていたのではなからうか。馬場をかくあらせた方の一は福澤先生の人格であり、一は英吉利上流階級の社會であり、その根底には彼の天性があつたのである。

彼の思想、學問を體系づけることは微力の私にはできないが、簡単に私見を述べると、哲學的には唯物論者らしく、功利主義的自由主義者で、政治上は普通選舉による立憲政體論者であり社會學上はスペンサー的社會進化論者であつたといえると思ふ。之を彼の學問的方法と見られる自然科學的方法の上に一貫した體系にまで組立てることは政治家としての彼のよくするところではなかつたが、社會進化論の上に自由主義を理論づけようとしたのが「本論」であると考えている。こう云う思想體系は云う迄もなく英國留學の結果である。彼の政治學的水準は、當時の民間政治家としては中江兆民、小野梓、田口卯吉、沼間守一と共に他の追隨を許さない高さにあつたと思われる。

しかし私は、彼の學識よりも彼の雄辯よりも、人格の點に於て、彼を明治十年代における眞の自由民權主義者として尊敬するものであり、その人となりや後世に傳へたいと思ふ。

(1) 安永梧郎著前掲書、二二六頁

紹介

クープマンズ編

『動態的經濟模型に關する統計的研究』

(Ed. by T. C. Koopmans, "Statistical Inference in Dynamic Economic models.")

小尾惠一郎

シカゴ大學 Cowles Commission の名は、計量經濟學の過去及び現在に亘つて深いなかりをもつ。經濟理論を現實に使用可能なものとする爲には如何いふことに注意せねばならぬか、又どの様にして處理すればよいかを同 Commission に關係する十餘名の人々が追及して討論の結果えられた現段階に於ける成果の集積を示したものがこの本である。執筆者の中には、先に "The Probability Approach in Econometrics" を以てフリッシュ流の計量學的立場を明にしたハウゼルモの参加しているのを見ても本書の傾向の概ねを察するに難くない。内容は題名の示す通り統計的處理法を主とし、なお技術的に解決すべき多くを残してはいるけれども、單に技術的な問題を記述するのではなく、理論を方程式化する際に特に重要と考えられる一つの論點をも一般的な且つ正確な形で論じてい

クープマンズ編『動態的經濟模型に關する統計的研究』

六九 (五七九)

ることを見逃すことは出来ない。

本書の各篇が如何なる主題を扱つてゐるかは、さきに山田勇教授によつて紹介が行われ「理論經濟學」一九五一年四月號)、特に第一章マルシャックによる緒論は本書に收められた諸研究を貫く態度をよく鮮明にして居るので、たゞ内容紹介といへばこの部分をそのまま記す方が適當だとさえいへようである。

しかもなお本稿で採り上げる所以は、「統計技術の導入」なるものが「理論」の重要性を閉却せしめる性格のものではなく、却つて研究者をして理論の發展へと志向せしめる様な性格のものであることを、改めて認識したいと思ふことにある。

特に Identification の問題は、統計的或は非統計的な理論模型の構成上に重要であるに拘らず、扱われたとしても單に計算技術上の問題として考えられ勝ちなのではないかと思われ。本稿の意圖は、此の問題を中心にして考察することによつて達せられるであらう。

具體的數量關係を記述する經濟關係式を得るには統計資料に基く他ないが、現實にえられる資料は實驗という操作を経て得られたものではない所に問題が潜む。經濟學に實驗の許されないといふ點はいわば經濟學と自然科學の區別を劃する重要な一線であると思ふされて来たともいへよう。

所で本書の執筆者達はかゝる一線によつて劃されたかに見え